

Title	「阿蘭陀通詞」の語学学習について(中) : 洋学教育史研究のために
Sub Title	On learning of western languages by "Orandatsuzi : Japanese official interpreters of western languages in the Tokugawa period" (II)
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1970
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.10 (1970.) ,p.61- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000010-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「阿蘭陀通詞」の語学学習について(中)

—洋学教育史研究のために—

On Learning of Western Languages by “Orandatsūzi

—Japanese Official Interpreters of Western Languages in the Tokugawa Period” (II)

田 中 克 佳
Katsuyoshi Tanaka

はじめに

本紀要の第8号(1968)で、本研究の意図及び、当面の研究テーマについて述べ、さらに、日欧通交開始から、鎖国完成、及びその際、阿蘭陀通詞役職が成立したことについて述べた。今回は、その続稿である。したがって、章を示す番号は、ひきつづいての通し番号にすることを、まず、お断りしておく。

三 「阿蘭陀通詞」の職階

(一) 諸職階の成立

以上述べてきたように、役職として成立した「阿蘭陀通詞」は、以後の徳川政権の下で、長崎奉行支配の地役人として位置づけられ、存続するわけであるが、当初、前述の「正格の通詞」・「従格の通詞」として指示される集団の区別くらいはあったにしても、いまだ職階制度は、確立していなかったと考えられるが、やがておいおいに職階も整ってくる。

その設立の時期・事情を、次に整理してみよう。

- 1641(寛永18)年——阿蘭陀人平戸より長崎に移りし時、附来る通詞5人あり、其後通詞並一人加はる。(通統一覽、卷148)
- 1656(明暦2)年——小通詞を置く。よって、前任の通詞を大通詞に進める。(大槻、『新撰洋学年表』、p. 16; (1) 『日本洋学編年史』、p. 104)
- 1669(寛文9)年——年番初る(2)。(板沢武雄、『日蘭文化交』、p. 160)
- 1670(寛文10)年——内通詞106人を置れ、内12人を小頭とせらる。(3)。(通統一覽、卷之148、244)
- 1695(元禄8)年——唐通事目付を置くに及んで、阿蘭

陀通詞仲間にも目付を置くことになった(4)。(板沢、前掲、p. 130; 通統一覽、卷之148、244)

- 享保延享のころ、小通詞並、同末席等の階級を設く。(板沢、前掲書、(6) p. 14, p. 130)

このような経過の中から成形してくる「阿蘭陀通詞」の職階制は、

「正格の通詞」の系列において、通詞目付・大通詞・小通詞(助、並、末席)・稽古通詞・(口稽古)

「従格の通詞」の系列において、内通詞小頭・内通詞という形に整理できるものであった。

(二) 成立した各職階の内容

次に、1690(元禄3)年、蘭館医として来日し、1692(元禄5)年離日した(6)、E. ケンペル(Engelbert Kämpfer)の記述(7)を中心に、上記各職階の詳細を整理してみよう。

(1) 通詞の語義及び通詞集団の大枠

「通詞 Tsjuusi 又は通詞衆 Tsjuusi sju は、其文字より云へば口を通し durch Mund 又は口頭の民 durch Mundvolk によると云ふことにて、其意味から云へば其口を職とする人と云ふことなり。彼等の階級は数多なれども、凡そ二に分つべし。第一は正格の通詞 Ordentliche Dolmetscher にして、和蘭の島(出島のこと)にても随意に來臨するを得る人なり。第二は従格の通詞 Ausserordentliche Dolmetscher にして、ただ貿易-季-節にだけ出島に入るを許されたる人にして、舌を通弁に用ふるよりは目を我等を監視するために用ふるなり。」(pp. 390-391)

(2) 「正格の通詞」

そしてさらに、この「正格の通詞」が、「本通詞」と「稽古通詞」の二つに区別されて説明される。

①本通詞

「第一級に属する八人にて、^{フオンチュウジツ}本通詞 Fon Tsjusj 即ち真正の通詞 Echte Dolmetscher なり。是は何の機会に於てもその職務に携はりて、なるべく常に必ずとも和蘭人の傍にありて其職を執るべし。……すべて和蘭人に対する暴行又は心悪き待遇あらば之を防ぐべきは勿論、すべての場合に和蘭人のために立ち、又その責務に代はるなり。」(p. 390)

1) 大通詞

本通詞 8 人の内 4 人は、「大通詞 O Tsjuusj と称へ、高き通詞・上の通詞と云ふ意味なり。其中の一人を^{ニシバン}年番 Ninban と云ひ、其年の当番又記録係 Rapporteur とす(□⁽⁸⁾一年毎に交代す)。貿易季節と然らざるとを問はず、和蘭人の事件・冀望又は事故につき、すべて同職間にて然るべしと思ふことは年番に於て之を現職の奉行又は其家職に申出づべく。彼等は又、我等和蘭人に関し、年々の貿易以下すべての事件の事務主任にして、又通詞ども同僚の尊ぶべき頭領なり。」(pp. 390-391)

2) 小通詞

本通詞の 8 人の内、「^{コツジュウジ}其他の四人は小通詞 Ko Tsjuusj 即ち、小き通詞・下の通詞にして。大通詞よりも卑き階級に属し(□其職権勢力に至りては遙に大通詞に下り僅に)大通詞の補佐役又は代補役なり。其中にも年番ありて、年-番-大-通-詞の助手となり、此小-通-詞-団の首領として、第一の発言権を有す。」(p. 391)

3) 備考

1. 「(○年番大通詞・同小通詞此) 両人は毎年の(通詞団の) 首領として、和蘭人の(○江戸) 参観に参与し(□長崎に帰港するに及びて常に其兩列班の首領たる地位を辞す)。(p. 391)

2. 「何か貿易に関し、我國民(和蘭人^{田中註})の事項又箇人に関して調査することあるときには、其度毎に以上八人は島の乙名を交へて会議するなり。其際乙名は其席位を年-番-大-通-詞の次に置き、屢々又四人の大通詞の次に席を設くることあり。」(p. 391)

3. 大・小通詞の収入(要約・整理)

(イ) 役料——將軍から授けられる。その職務の報酬(従来は、金銭であったが、今は絹布で、これを和蘭人に売って、収入とする)。

(ロ) 和蘭商社が、慰勞あるいは贈遺として与える生糸。大通詞一人一丸(約600g)。小通詞は其二分の一。

(ハ) 銅の商売が行なわれるとき、(日本の)銅の商社

が、その骨折りに対して、通詞に利益を得させることによる収入。

(ニ) この日本側商社の賄賂に対抗するために、和蘭人側からも贈与が行なわれる。これによる収入。

(ホ) 口^{クハシ}銭——和蘭人の私有貨物に課する税金で、これは、奉行、年番年寄、町年寄、乙名、通詞班に分配される。

(ヘ) この私人の貨物の売却を引受ける乙名通詞は、それによって、ある程度の利益を得ることができる。

(ト) 貿易時期に、和蘭商社から与えられる賄料(小判150枚)。

(チ) 其他——出島の身分の低い役人・商人・職人あるいは特別の機会に、和蘭人から、贈与を受けるとか、和蘭船への荷積・荷卸にさいして用いる人夫からのピンハネ、江戸参府随行にさいしての同様な収入などある。

「すべて是等の源泉より得る収入は、大通詞のは毎年三千兩なるべく、小通詞のは少なくとも毎年千五百兩と推算すべし。彼等が(○かくも多大の収入ありながら)生活の而も甚^シ儉素なるは。彼が此だけの収入にて数多くして多分は貧困なる親族を養ひ、且概して同じく数多くして又窮乏しき遺縁のものどもを給養するが故なり。是れ日本人の矜傲と虚榮とが、かくすることを其人に求むるためなり。彼等は又奉行及び其家老(□用人)にも著大なる贈物をなさねばならぬなり。」(p. 396)

②稽古通詞

「本通詞の次にあるは前に述べたる通詞共の列には入らざる稽古通詞 Kenko Tsjusj……即ち見習中の通弁方にて、其数廿八人又は其以上なり。それは(□大)通詞の実子又は養子にて、毎日我島に來り(□和蘭語及び葡萄牙語を学習し、兼ねて)和蘭人・葡萄牙人等外人を取扱ふ作法技術を練習し学び得んとするにて。彼等はまた和蘭船の荷積・荷卸・水夫其他和蘭人の往徠・発着・荷箱の検査等種々の機会に於て探偵人として又監督人として用ひらる。彼等は此勤勞につきて、年毎に我尊き商社より総体にて四十兩の報酬を得、又賄料其他数々の賞与にも与かるなり。」(pp. 398-399)

(3)「従格の通詞」

以上述べた、所謂「正格の通詞」につづく、所謂「従格の通詞」は、「^{ノイツジュシ}内通詞 Noi Tsjusi……にて、其文字より見れば内方の通弁又は、室-内-通-詞と云ふ義にて、彼此の外人につき家の中にて勤務するなり。彼等は貿易-季-節-だけ、耶穌の信仰、和蘭人との昵親共同などを拒むことを再び誓ひて後に、我島に入るにて(□一人毎

に) 出-島-乙-名より特に捺印せる免許状を以て出入するなり。此人々は二人以上六人、一名の和蘭人に通詞として其室に侍つきて、事實上、我等の諸行動の探偵人となり、又観察人となるにて。彼等十人の内一人も我言葉の一つをも知らず。多少和-蘭-言-葉を解するは前に侍童として和蘭人方に勤務したるものだけなり。此内通詞は百人以上もあり。大通詞殊に年番大通詞の命令の下に立つ。」(p. 399)

「内通詞の同僚は八十人乃至百人ありて、それに二つの階級あり。」(p. 400)

①内通詞小頭

「第一級の人は上内-通-詞 Dsio と云ひ、高き階級にて、他より優れ、給料も多し (○日本の称は内通詞小頭)」(p. 401) これは、12人からなる。この「十二人の小頭 Ko Gasjra 即ち他の人達の上に立つ小頭領にして。其中に二人の年番ありて (□組合の集会に首席として其本務を整理す) 一年毎に其位置に交代して、頭領となり。すべての (□此組合に関する一切の) 事務は此ものに報告され、此者よりそれを大通詞団に報告するなり。」(p. 400)

②内通詞

内通詞小頭を除いた「残りの人は一般の名にて中内-通-詞 Tsju (○日本の称は内通詞) と云ひ (○ケンベルがただ上中に區別して下なきは、俗間にて其当時かく區別したもなるべし。内通詞小頭は上にて、単に内通詞と云ふを中と云ひ、普通と云ふの意ならん。内通詞見習のことは挙げてなし。)」(p. 401)

③組頭

この内通詞の内から、組頭というものが選ばれる。「組頭 Kumi Gasjira 即ち其人々の (市内にて) 近隣に住む内通詞九人か十人を一組としてその長なり。組の人々に彼等関係の命令を知らせ、彼等に指-図-書を作り、彼等の伺を承認し。その部下のものに願意あらば、先づこれを組頭に提出するなり。(□之を要するに内通詞の行為につきては概して其責に任ずるものとす。) 組頭の中にも二人の年番 (即ち首席者) あり、年々交代して、其職に就き年-番-小-頭を補佐するなり。」(p. 400)

④備考

1) 内通詞の俸給

「内通詞の俸給は其額不定にして、貿易季節が終りたる後に、奉行及び大通詞の意向にて前に述べたる商人輩の税金の内より種々の分配を受くるなり。此額は其年の貿易の成績如何によれど、先づ凡そ六千両にして、それを彼等の地位によりて分配するにて。十二人の最高者は最多額二百両を得。其他は其都度、其半額又はそれより

も少額を得るなり。」(p. 401)

2) 「此等通詞の属僚団」(p. 401), 入団の資格・手続。

「此等通詞の属僚団には死去したる通詞の子息の他は入ることを許されず。その手続は次の如し。通詞の仲間へ受入れられんを望むものは訴状 Sosjo 即ち一つの願書を作り……それを年番組頭に持ち行き、口上にてよし、其旨申立、時としては手の下・袖の下 unter der Hand oder Ärmel……を使ひて、自分の願意を通すなり。かくて年番組頭は十一人の同僚を集め、願人につきて彼の父の身分・年令・功勞がその人を推挙するによく相当するか、願書が適法に作られたか、など云ふことを皆と共に熟考し、皆人が「よし」とするならばそれを年-番-小-頭に差出し。年番小頭は又其同僚とともに同様な穿鑿を遂げ。其模様によりて之を年番通詞又は大通詞の頭領 (○通詞目付)⁽¹⁰⁾ に申達するがここにて停滞し、時として二三年は停留して、度々の見参・請願殊に「袖の下」So deno sita と云ふ方法にて、漸く其目的を達するなり。……此くて終りの承認が出来る様になれば、年番の大通詞は同僚団の伺書と証明書とを奉行に差出して認可を求むるを常則とし。それが拒否されることは甚稀なり。かくてヤット新任されたる通詞は、すべての他の同僚に礼謝の訪問をなし、彼等の慣例によりて、自分を紹介して又彼等より慶賀を受くるなり。」(pp. 401-403)

(4) 其他

①通詞目付

ケンベル離日 (1692年) 後の 1695 (元禄 8) 年、「おらんだ通詞用、又は和物の吟味為日付」(通航一覽、卷之 148) として、通詞目付職が設けられた。その職掌に関して、「正徳五乙未 (1715) 年六月、阿蘭陀方通事法度書」(通航一覽、卷之 148) には、次のような記述がなされている。

「一 通詞目付は就中大切の役儀に候條、別て心を付大小通詞稽古通詞の者共、阿蘭陀人と通弁のわかち能々聞届、少にても疑敷儀於有之有体に可申出、差隠し置後日に於令露頭は、其科本人より重かるべき事、

附、縦ひ親子兄弟從類縁者知者の好みたりといふとも、聊不可有依怙最負候事」

②口稽古

役職ではないが、稽古通詞に任じられる前段階として、オランダ語学習の為に、すなわち「口稽古」の為に、出島に出入させられることがある。『明和 8 年書上由緒書』(本紀要第 8 号、p. 71) (の註(11)、参照) には、度々、「口稽古被仰付」という記述が出てくる。

③見習

口稽古同様、特殊な役職名ではないが、一段階上の段階

にあがる前提として、見習ということがあったように思われる。『明和8年書上由緒書』には、「小通詞末席見習被仰付」「稽古通詞見習被仰付」「内通詞小頭見習被仰付」という記述が出ている。

④加役——金井俊行編『長崎年表附録』所収の、1865(慶応元)年調査の明細分限帳には、大通詞に、年番、御用物方、小通詞に、年番、御用物方、書籍掛が加役としてあがっているが、こういった、通詞としての普通通常の業務以上に、特殊に役目を負わされ、それ相応に、役料を得るということもあった。

⑤阿蘭陀通詞の職掌について。

○阿蘭陀通詞の職掌を伺うことのできる史料として、偶目に触れたものに、次のようなものがある。

1) 1671(寛文11)年9月晦日、阿蘭陀通事共前書二通(通航一覽、卷之148)。

このうち、第一のもののみ、例として要点を示しておく。

1. オランダ通詞役を仰付けられた以上は、オランダ語の稽古に精を出す。
2. 異国人への通告その他、彼等に関する事、及び異国人からいってくることは、すべて有のままに伝える。
3. 秘密にすべきことは、固く他言せず、幕府の威光ということのみ考慮して対処する。
4. オランダ文字、南蛮文字は、書面の通り、有のままに翻訳する。
5. キリシタン宗門の厳禁であることを伝え、もしこれに背く者があれば、見聞し次第通告し、また、そうした者の検分の為に船を調べるときには、最大の注意を払う。
6. 日本人と異国人の商売物の値段その他諸事について、依怙鼻負しない。また、規定以外の礼物は受取らない。
7. 規定以外の商取引はしない。

2) 1715(正徳5)年6月、阿蘭陀通詞法度書(同上)。

3) 1771(明和8)年3月、阿蘭陀通詞起請文(板沢、前掲書 pp. 137-141, 所載)。

○さらに細かく、その業務の内容を書き留めたものに、次のようなものがある。

1) 通航一覽、卷之149、及び卷之152。

2) 阿蘭陀通詞勤方書留 一冊(板沢、前掲書、p. 149に、史料の一部が掲げてある。現物未見。)

3) 阿蘭陀通詞日附大小通詞並末席稽古通詞内通詞小頭筆者小使勤方帖 一冊(2)と同じ所に、名前だけ出

ているが、同名の史料が、県立長崎図書館蔵の渡辺文庫(316-14-9)にあるものを、実見した。1805(文化2)年8月差出候節之正控、としてある。2)も、同じ時期であることが、板沢氏の記述から知れる)。

以上、史料名のみ掲げるに留めた⁽¹¹⁾。

(註)

(1) 『明和8年書上由緒書』のうち、吉雄幸左衛門書上の分には、「高祖父肝附伯左衛門儀寛永十七辰年……阿蘭陀人平戸^ノ御当地江^ノ越被仰付候節附添罷越直ニ大通詞被仰付」(傍点、引用者)とあり、同じく、石橋助次右衛門、西吉郎平書上の分にも、同趣旨の文章がみえているが、同じ由緒書の、名村初左衛門、同元治郎書上の分には、「其^ノ大小通詞之無差別相動申候」(傍点、引用者)とある。

(2) 「年番 Rapporteur は、大通詞一人小通詞一人より成り年番訳司の印を用いて通詞仲間を代表して、長崎奉行をはじめ公儀方面とオランダ人に対して責任をもっていた。寛文八年から年番通詞の名が記してあるが、翌九年のところに「年番初ル」と註してある。」(「長崎蘭館長蘭通詞一覽」という史料の説明のところ。)(板沢、前掲書、p. 160)

(3) この成立の事情については、「昔年内通詞とて極て無^レ之、口を存候者は阿蘭陀商売の節、銘々働を以阿蘭陀人共に附添、売物買物之口銭を取渡世を送候。就^レ夫於^ニ出島—毎年附候儀、先後を争不作法に有^レ之。因茲寛文十戊年川野権右衛門支配之節、阿蘭陀口存知たる者百六人方より訴訟を致に付、阿蘭陀内通詞と名付相極、其内より十二人撰出し小頭と定、出島乙名通詞差図を以阿蘭陀人に附、右之内入替りの事も、通詞乙名伺^レ之極る。」(「長崎根元記三、四」、新村出編『南蛮紅毛史料』(第二輯)、所収。通航一覽、卷之148にも、ほぼ同じ文章がある。)また、通航一覽、卷之148所載の史料に、「寛文十戊年十二月、阿蘭陀方百六人のもの願上内通詞被仰付、翌亥年正月、右百六人の内より銘々入札を以、小頭十二人に相極む、尤乙名通詞方より差図也」、又「翌十一亥年正月、右百六人の内にて圖を取、上分中分の内通詞相究之、同年夏右上分中分の内より人柄を撰み、十二人組頭を極、是は小頭中了簡なり」というのがある。

(4) 「おらんだ通詞用、又は和物の吟味為目付、元祿八亥年、奉行宮城越前守、近藤備中守、丹羽遠江守時に、本木良意、西助次郎通詞目付中付る」(通航一覽、卷之148)、又『長崎実録大成(あるいは、長崎志正編)』(古賀十二郎校訂本)の「元祿八乙亥年」の項に、「通詞目付役二人新ト被仰付之」(p. 322)とある。

(5) 『日本洋学編年史』、元祿8年の項に、「11月、長崎和蘭通詞の中に通詞目付員一人を設け、大通詞・小通詞・小通詞助・小通詞並・小通詞末席・稽古通詞・内通詞などの衆員を監督せしむ。」(p. 125)とあるが、(4)及び、板沢氏のこの記事に拠って、

訂正されるべきではなかろうか。金井俊行編『長崎年表附録』の「長崎地役人表」(「慶応元年ノ調査明細分限帳ニヨル」)には、小通詞並(延享4年)、小通詞末席(享保19年)といった職階創設年代を意味する記載がある。

(6) 呉秀三訳註『ケンペル江戸参府紀行(上)』(異国叢書, 第6巻)所収, 「ケンペル小伝」に拠る。

(7) 呉秀三訳註『ケンペル江戸参府紀行(下)』(異国叢書, 第9巻)所収, 「日本の外国貿易史」に拠る。

ケンペルは、「和蘭人に関する役人中、最も多く最も貴き属僚は阿蘭陀通詞 Hollanda Tsjusi 即和-蘭-通弁なり。其人数は法規上からは百五十人なるが、余の滞留中は百二十三人ありたり。是れすべて外国人の許されて此国に入るに、日本語を習ふの勞を省かん為めにして。彼等の言葉に尽く信頼するならば、貿易の細かき組織・日本諸国の制度……其他の日本の事情につきて差向きの知識を得ずとも、実用に足らんがために置かれたるものなり。通詞は……此の如くその多数を置きたるは、一つはなるたけ多く日本人……を和蘭の費用にて給養せん為め……、又貿易季節に於て……なりたけよく和蘭人を監視せんがためなり。此人々の社会につき……精細に考察するに、此国の他の同様な組織の組合の一例となれ……ば余は之につき後段に委細に陳述すべし。……」(pp. 361-362)として、この通詞について詳細に記述している。以下は、この記述に拠るものであるが、ケンペル来日の段階では、まだ通詞目付は設けられていないから、これについては、他の資料に拠って、付記することにする。

(8) □印は、呉氏が訳註されるにあたって、他の訳本から引用、補われたものであることを示す。後に出す()は、原註。○印は、呉氏の補筆を示す。

(9) 内通詞に関するケンペルの記述は、あいまいである。前半の部分に、「此内通詞は百人以上もあり。……幾多階級に分たれたり。」(p. 399)とあって、しかも後半の部分に、「内通詞の同僚は八十人乃至百人ありて、それに二つの階級あり。」(p. 400)とある。(3)に掲げた史料のうち、最後のものを除けば、皆、12人の内通詞小頭と、内通詞という二階級の存在を支持するものばかりであるが、最後の一つだけに、「上分中分の内通詞」をくじできめたこと、この上中の内通詞全体から、12人の「組頭」を決めたこと、さらに別に、「小頭」という名称が出ていることといった、他の史料と異なる記述が含まれている。そして、この史料に対応するかの如くに、ケンペルの記述に、上内-通-詞、中内-通-詞という記述、及び、小頭、組頭という名称が出てくる。ケンペルの場合、小頭、組頭にも夫々に年番があって、年番組頭は、年番小頭の補佐をする、という関係が述べられている。さらに、これに続く、内通詞の俸給に関説したところに、「十二人の最高者は最多額二百兩を得。」(p. 401)とあり、さらにその先の通詞仲間への入団手続に

関説したところに、「……かくて年番組頭は十一人の同僚を集め、……皆人が「よし」とするならばそれを年-番-小-頭に差出し。年番小頭は又其同僚とともに同様な穿鑿を遂げ。……」(p. 402)とある。

『明和8年書上由緒書』及び「阿蘭陀通詞目付大小通詞並末席稽古通詞内通詞小頭筆者小使勤方帖」(板沢, 前掲書, p. 149 及び 異国長崎 函書館蔵-渡辺文庫 (316-14-9)) には、阿蘭陀通詞の中に「組頭」という職名は出てこない。

以上から内通詞小頭は、幕府の任命にかゝる公的な職、組頭は、仲間うちから選出する私的な役柄といった把握に立って、本稿本文に配列したような理解をしておきたいと思う。

(10) 通詞目付職は、1695(元禄8)年から置かれたもので、ケンペルの滞在した1690-1692年迄の間には、まだなかった筈だから、呉氏のこの解釈は、誤りではなかろうか。

(11) 通詞の総数、俸給等に関する史料について、偶日に触れたものを、次に名前のみ掲げておく。

(イ) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』, 1641. 9. 17 及び 1646. 11. 10 の項。

(ロ) 通航一覧, 卷之148, 寛文10年, 寛文11年の二つ。

(ハ) ケンペル「日本の外国貿易史」(呉秀三訳註『ケンペル江戸参府紀行(下)』(異国叢書, 第9巻)所収)

(ニ) 山田珠樹訳註『ツンベルグ日本紀行』(異国叢書) p. 37.

(ホ) 立原基五郎「楢林雑話」(新村出編『南蛮紅毛史料』(第一組)所収, p. 5) (寛政11年)

(ヘ) 「阿蘭陀通詞目付, 同大小通詞, 明細分限帳(天保13年寅正月改)」(大通詞中山氏蔵, 分限帳写, (316-14-10))

(ト) 福地源一郎『長崎三百年間』, p. 215 (文政年間調査)

(チ) 金井俊行編『長崎年表附録』, p. 53 (慶応元年の調査), 同, p. 59 (慶応3年の調査)

四 通詞諸家の成立経過(『明和8年書上由緒書』に拠る分析)

内通詞に関して、さきにケンペルの記述から「此等通詞の属僚団には死去した通詞の子息の他に入ることを許さず」といった文章を引いたが、このことは、大体において、通詞全般についていえることであった。すなわち、通詞職は、一種の株を形成し、所謂通詞家の子弟によって独占されることになっていたのである⁽¹⁾。

このようなものとして、1771(明和8)年段階で、通詞目付・大小通詞(助、並、末席)役を拜命していた通詞家は、今村、名村、吉雄、楢林、西(以上各2家)、石橋、堀、茂、加福、本木、志筑、馬田(以上各1家)の17家であった⁽²⁾。

そこでこの17家が、通詞家としての株を獲得するに至

った経路を、次に図式化して整理してみることにする。通詞という役職に、まず第一に要求されることが、対外貿易に際しての言語上の仲介ということである以上、とりもなおさずこの整理が、以下の研究目的である、阿蘭陀通詞の語学学習の形式的学習段階を示すものとなる、と考えるからである。

(一) 『明和8年書上由緒書』に拠る、通詞家の成立経路

(1) 今村家——今村源右衛門(大通詞—54才)、書上分に拠る。

長門→平戸(平戸にて通詞役)→長崎(1641、寛永18、年、オランダ商館長崎移転に付き添い)⁽⁹⁾→阿蘭陀内通詞小頭(1681、天和元、年)→稽古通詞(1695、元禄8、年、本通詞登庸試験を経て)⁽⁴⁾→世襲。

(2) 石橋家——石橋助次右衛門(通詞目付—49才)、書上分に拠る。

平戸(平戸にて通詞役)→長崎(1640、寛永17、年、オランダ商館長崎移転に付き添い)→大通詞(寛永17年)→1663(寛文3)年から、1672(同12)年まで、8年間中絶→稽古通詞(寛文12年)→世襲。

(3) 名村家——名村初左衛門(大通詞—52才)、書上分に拠る。

播州→平戸(平戸にて通詞役)→長崎(寛永17年、オランダ商館長崎移転に付添い)……通詞役→世襲。

(4) 吉雄家——吉雄幸左衛門(大通詞—51才)、書上分に拠る。

平戸→長崎(寛永17年、オランダ商館長崎移転に付添い)……直に大通詞⁽⁶⁾→1655(明暦元)年から1723(享保8)年まで中絶→口稽古被仰付(享保8年)→稽古通詞(享保9年)→世襲。

(5) 檜林家——檜林重右衛門(大通詞—50才)、書上分に拠る。

天草→大村→長崎⁽⁶⁾→「承応年中(1652-5……引用者)の出島出入被仰付置」→稽古通詞⁽⁷⁾(明暦2年)→試験によって、直に小通詞に抜擢さる⁽⁸⁾(寛文6年)→世襲。

(6) 今村家二——今村金蔵(小通詞—51才)、書上分に拠る。

家の成立経路は、(1)に同じ。金蔵は、源右衛門の弟。口稽古→稽古通詞→小通詞末席→小通詞、となって、現在に至っている。

(7) 堀家——堀儀左衛門(小通詞—48才)、書上分に拠る。

内通詞(寛文の頃から)→内通詞小頭(1700、元禄

13、年)→内通詞小頭見習⁽⁹⁾(出島に出入し、オランダ語を稽古する)→稽古通詞(来日馬乗蘭人ケイズル参府の際付派、江戸にての業務を首尾能く勤めた功勞を認められて。享保20年頃。)→世襲。

(8) 名村家二——名村元次郎(小通詞—43才)、書上分に拠る。

家の成立経路は、(3)に同じ。元次郎は、初左衛門の弟。口稽古→稽古通詞→(「為見習兄初左衛門=附副江戸江参上」)→小通詞末席→小通詞並→小通詞助役→小通詞、となって現在に至っている。

(9) 吉雄家二——吉雄作次郎(小通詞助役—47才)、書上分に拠る。

家の成立経路は、(4)に同じ。作次郎は、幸左衛門の弟。稽古通詞→小通詞末席→小通詞並→小通詞助役、となって現在に至っている。

(10) 西家——西敬右衛門(小通詞並—52才)、書上分に拠る。

内通詞(寛文8年)→内通詞小頭(元禄11年)→(「出嶋平日出入御赦免被遊候」、1708、宝永5、年)⁽¹⁰⁾→稽古通詞格(享保6年)→稽古通詞(享保9年)→世襲。

(11) 檜林家二——檜林栄左衛門(小通詞並—52才)、書上分に拠る。

家の成立経路は、(5)に同じ。通詞家として成立したのは、曾祖父の新五兵衛の時。次代に、長男量右衛門と次男栄久の二家になる。栄左衛門は、量右衛門の孫で、(5)に掲げた重右衛門の弟であるが、栄久の養子となって、この家を継ぐ⁽¹¹⁾。稽古通詞→小通詞末席→小通詞並、となって現在に至っている。

(12) 茂家——茂節左衛門(小通詞並—39才)、書上分に拠る。

内通詞(寛文元年)→内通詞小頭(元禄13年)→(「平日出島出入御赦免被遊」、宝永5年)⁽¹²⁾→稽古通詞同格(享保6年)→稽古通詞(享保9年)→世襲。

(13) 加福家——加福安次郎(小通詞並—37才)、書上分に拠る。

「兼而阿蘭陀詞稽古仕居申候処、寛文四辰年……被召出小通詞被仰付」→世襲。

(14) 本木家——本木栄之進(小通詞末席—39才)、書上分に拠る。

平戸→長崎(1659、万治2、年頃)→小通詞(寛文4年)→(跡目相続人「幼少=付無役=而家督相続」)→口稽古被仰付(享保3年)→稽古通詞(享保3年)→世襲。

(15) 志筑家——志筑孫兵衛(小通詞末席—40才)、

書上分に拠る。

初代孫兵衛、長崎通詞 (オランダ商館長崎移転、直後)⁽¹⁸⁾→中絶→稽古通詞 (元禄5年)→世襲。

(16) 馬田家—馬田清吉 (小通詞末席—29才)、書上分に拠る。

長崎へ引越 (1592, 文禄元、年)→唐大通事 (1603, 慶長8、年から、寛永17年まで)→出島乙名 (万治2年)→「兼而阿蘭陀詞出精仕候□被及聞召候由□□分出精仕候様被仰付置」, 1644, 正保元、年)→小通詞 (出島乙名役も継ぐ。万治元年)→世襲。

(17) 西家二—西吉郎平 (小通詞末席—27才)、書上分に拠る。

南蛮大通詞 (1616, 元和2、年、長崎)→阿蘭陀大通詞 (寛永17年, オランダ人、平戸より長崎へ引移りし際、直に)→江戸へ被召出 (1673, 延宝元、年。「宗門御渡□□参勤通詞目付并外科□兼御扶持□」)→長崎へ被差下 (1685, 貞享2、年。「阿蘭陀詞為出精」)→稽古通詞 (貞享2年, 9月)→世襲。

(二) 阿蘭陀通詞、語学学習の形式的段階

以上、『明和8年書上由緒書』に拠って、各通詞家の成立経路を整理してきたわけであるが、このように整理してみると、内通詞から大通詞までの上進が、語学力を一つの大きな条件として行なわれたことが、推測できる。この上進には、世襲という要素も、大きくあづかっていたから、純粋に語学力という規準によるのみ、行なわれたとはいえないけれども、大きく、この内通詞から大通詞に至る各職階を語学学習の形式的段階としてとらえることができる。そしてまた、この上進の為に学習者に必要な条件が、「出島平日出入御赦免被遊」ことによって、頻りにオランダ語と接触する機会を得るかどうかという点であったことも、十分に理解できる。もちろん、家庭での子弟教育ということも大きな要素であったことはいうまでもない。(しかし、通詞家のように、教える能力のある人間がいる場合は別として、内通詞などの場合に、果してこれがいくらかでも行なわれえたかどうか。こうした人たちにとっては、出島でのオランダ語との接触が、殊に重要なものであったと思われる。)

そこで、上述の通詞諸家の成立経路を整理してみると、大きく3つのタイプに分類することができる。

①阿蘭陀通詞役成立当初に、通詞家として成立・世襲されてきたもの (分家も含む)。

石橋家(2)、名村家(3)(8)、吉雄家(4)(9)、志筑家(15)、西家(17)

②兼てオランダ語の学習を行なっていて、何かの機会

に、「正格の通詞」家として成立・世襲されてきたもの (登庸試験による者をも含む)。

梶林家(5)(11)(明暦2年)、加福家(13)(寛文4年)、本木家(14)(寛文4年)、馬田家(16)(万治元年)

③「従格の通詞」たる内通詞から、上進して、「正格の通詞」家として成立・世襲されてきたもの。

今村家(1)(6)、堀家(7)、西家(10)、茂家(12)

そして、語学学習の為のコースも、この家成立の経路の類型にしたがって、3つの類型として把握することができる。

①のタイプのコース……→口稽古→稽古通詞→小通詞→大通詞(→通詞日付)

②のタイプのコース……→「兼而阿蘭陀詞稽古」している。→①のタイプのコースのどこかに編入されて、そのコースに乗る。

③のタイプのコース……→内通詞→内通詞小頭→「出島平日出入御赦免被遊」→①のタイプのコースに乗る。阿蘭陀通詞の語学学習の形式的段階及びその上進のコースは、以上のような類型としてとらえることができる。

(未完)

(註)

(1) 板沢、前掲書、p. 130、参照。但し、通詞家に適当な嗣子がない場合には、養子が承継ぐこともあり、また、株の売買が行なわれたこともあった。その例としては、前掲の「楢林雑話」に、「今白川に仕えたる石井庄助は、初長崎にては糶米方と云役なり、平の町人なり、通事和田氏の養子となり、和田清吉と称す、故ありて通事役を売り、奉行の役所小役人となりしが、奉行官に不遇にて、江戸に出、柳生肥前守の邸に居り、後白川に仕ふ」^(傍点、引用者)とある記述をあげることができる。

(2) 前述の『明和8年書上由緒書』により調査。以下の整理も、この史料に拠って行なった。

山緒を書き上げているのは、小通詞末席以上の17人であるが、その由緒書の中に出てくる「親類」の項に、内通詞小頭1人、稽古通詞見習1人、稽古通詞10人、小通詞末席見習1人の名が出てくる。山緒を書き上げた17家以外の姓に、中山、松村、三嶋、立石の4つがある。

(3) 以上、今村明恒『蘭学の祖今村英生』(p. 1, p. 4)に拠る。

なお、オランダ商館の長崎移転の年は、寛永18年が正しい。由緒書では、17年となっている。

(4) 今村英生 (初め、源右衛門、後、市兵衛)、出島カピタン部屋にて「阿蘭陀詞御吟味並外治通弁の儀御聞被成無滞相勤申候処同月19日被召出稽古通詞被仰」^(今村、前掲書、pp. 11-12)。後、小通詞、大通詞、御用

方兼通詞目付を歴任し、シドチ（潜入イタリア人宣教師）・ケイズル（吉宗の時、馬術・馬療指導の為来日、11年間滞留したオランダ人）の通弁役を果たした。

なお、「→稽古通詞→世襲」の意味は、其後個人において、どの職階まで上進するにしろ、稽古通詞になれば、その家は、正格の通詞家として成立したことになり、したがって以後、通詞職が世襲されることになる、ということを示すものである。

- (5) 高祖父肝附伯左衛門、曾祖父肝附忠次郎、祖父吉雄寿山、となっているが、肝附姓から吉雄姓への改姓についての事情は、分らない。
- (6) 檜林家系譜に、「……暫時天草ニ留リ、後大村ニ赴ク、寛永十九年、長崎江戸町ニ移住ス、此時氏ヲ檜林ト更ム……」(渡辺康輔『崎』とあるというのに拠る。
- (7) 檜林家系譜に、「家光公御代寛永十八年ニ至リ、以後、阿蘭陀人ハ長崎ニ於テ交易可致旨被仰出、夫ヨリ長崎ニ来船ス、其頃ハ紅毛語稽古ノ為メ、蘭館出入被仰付、寛文五年乙巳八月、御呼出ノ上、紅毛語御吟味相成、通弁並ニ翻譯無滞相勤メタルニヨリ、十八才ニテ即時ニ小通詞ニ被仰付、貞享二年六月、大通詞役ニ昇進ス」とあるという。(渡辺、前掲書 p. 10)
- (8) 「寛文六年、出島出入之者三百人余被召出阿蘭陀詞御吟味被遊候処、通弁相勤候ニ付、右新五兵衛十八才ニ而、即時ニ小通詞役被仰付。」(『明和8年評』) なお、(7)も参照。
- (9) 書上者は堀家の養子。実方の祖父は、かつてオランダ内通詞であった今村氏。

祖父が曾祖父の跡役を仰付けられて勤めている間に、養父が内通詞小頭見習を仰付けられ、「出嶋

出入仕阿蘭陀詞稽古仕毎度江府参勤之阿蘭陀人江附添十三ヶ年参府仕候然処享保二十年阿蘭陀人江戸参勤之節馬乗けいずると申候阿蘭陀人就御用一同参府被為仰付……江戸表首尾能相勤候儀を以稽古通詞被仰付」(『同上』、
『由緒書』)

- (10) 宝永5年、「薩摩之國屋久島江漂来仕候異国人御当地江被差送候節南蛮話通弁之者御吟味被遊候節右通達人数之内被召出其節ハ出嶋平日出入御赦免被遊候」(『同上』、
『由緒書』)
- (11) 「養父檜林榮久儀曾祖父新五兵衛二男ニ而御座候元禄十五年……稽古通詞可被仰付旨被仰出候得共其一流之外科稽古仕居申候ニ付御断申上置候処享保十九寅年……右之暇被及聞召御役儀可被仰付之旨被仰出候付私(榮左衛門ニ引用者)儀兼而養子ニ仕置阿蘭陀詞稽古仕罷在候ニ付稽古通詞被仰付候」(『同上』、
『由緒書』)
- (12) 「寛(家、が正し、
引用者)永五子年……薩摩屋久島江漂来仕候異国人御当地江被差越候節南蛮詞覚居申候者御吟味被遊候節通達人数之内ニ被召出其節ハ平日出島出入御赦免被遊……同(享保ニ引用者)六丑年……稽古通詞同格被仰付……同九辰年……稽古通詞被仰付」(『同上』、
『由緒書』)
- (13) 初代孫兵衛が、長崎の通詞になった事情は、前回の稿(本紀要、第8号、p. 72-3)及び p. 74、(註)の(8)で述べた。この孫兵衛の死(1670、寛文10、年)後、中絶。高祖父の孫右衛門の代に、長崎のお役所関係の仕事を立てに上げた養美として、出島出入を許され、其後1681(天和元)年、ある機会から、「国之御上役様」に、先祖の由緒を知らせることとなり、これが機縁で、「此度御奉行所江申上候様被仰聞候ニ付委細書付□以御奉行所江申上候処左之通伴江稽古通詞被仰付候」(『曾祖父志筑孫平儀元禄五申年……右先祖之由緒を以稽古通詞被仰付候。』(『同上』、
『由緒書』)